

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務 企画提案指示書

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務に係る企画提案書の提出にあたり業務内容、要件、手続等の詳細は次のとおり。

1 業務名

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務

2 業務の目的

近年の不漁に加え、長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響などにより、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者に対し、課題に応じた専門家を継続的に派遣するなど、事業者の経営体質の強化に向けた伴走型集中支援を実施する。

3 業務の概要

(1) 水産加工関連事業者への専門家派遣対応

地域の水産加工関連事業者に対して、各事業者の課題(生産性向上、働き方改革、新商品開発等)に応じた専門家を継続的に派遣し、課題解決に向けた経営指導等を実施する。支援回数は、840回を基本とする。

ア 相談窓口の設置及び事業のPR

道内6圏域(道央、道南、道北、釧路・根室、オホーツク、十勝)に本事業の相談窓口を設置し、各地域の水産加工関連事業者の相談対応を行うとともに、状況に応じて管轄圏域の事業者への訪問を行う。また、様々な広報媒体を活用し、積極的に事業のPRを行う。

イ 派遣先企業の選定

派遣先企業の選定にあたっては公募による選定を行う。各(総合)振興局及び地域の支援機関等と連携し、支援が必要な事業者を幅広く選定できるように、きめ細やかに事業を周知すること。

ウ 専門家の選定及び派遣

対象事業者選定後に事業者への訪問を実施し、当該事業者の抱える問題点等をヒアリングの上、当該事業者の問題解決に適切な専門家を選定し派遣する。

エ 専門家派遣実施後のフォローアップ

専門家派遣実施後についても事業者の状況を把握し、サポートを行うため、継続的なフォローアップ体制を構築する。

(2) 報告書等の作成

本業務で支援を行った企業情報、支援の概要及び結果、その他対象事業者へのアンケート等について、成果報告書として以下のとおり整理する。

ア 報告書等

- ① 報告書(A4版) 5部
- ② 報告書・概要版(A4版 報告書本文を1~2頁程度にまとめたもの) 5部
- ③ 上記の①及び②を全て格納した電子媒体(CD-ROM) 1組

イ 報告書等に係る提出期限及び提出場所

- ① 提出期限：令和5年(2023年)3月2日(木)まで
- ② 提出場所：北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

4 業務の委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月2日(木)まで

5 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に事務所又は事業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していないものでないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

6 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。

7 委託業務事業費

(1) 事業費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

71,129千円

令和4年（2022年）北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の内容を変更する場合又は事業を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は以下のとおり。なお、いずれの経費についても、事業終了後、完了検査において確認を行う。

ア 人件費（本委託事業に従事する業務量に応じた費用に限る）

イ 旅費、専門家謝金、消耗品費等、事業と関連性のある経費

※ ただし、次の経費は委託金額の対象外とする。

- ・ 土地、建物を取得するための経費
- ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・ その他、事業との関連性が認められない経費

8 手続等について

(1) 担当部局

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 担当：山下

【連絡先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

電話：011-204-5331（ダイヤルイン） ファクシミリ：011-232-8127

(2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和4年（2022年）3月15日（火）まで
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)の場所で交付する

北海道地域経済局中小企業課のホームページからもダウンロード可能。

ホームページのURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和4年（2022年）3月8日（火）17時 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務参加表明書作成要領による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和4年（2022年）3月15日（火）17時 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 9部

※ 表紙に企業名等を記載したもの：1部 表紙に企業名等を記載しないもの：8部

※ 企業名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留める。

オ 作成方法 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務企画提案書作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

9 企画提案の審査基準

- (1) 実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の目的適合性
- (3) 業務遂行方法の妥当性
- (4) 道施策との適合性

10 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により連絡する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日まで提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 契約についての留意点

- (1) 契約書・仕様書等の作成
選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等との間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積書を徴取の上、道が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結する。
- (2) 委託事業により生じた特許権などの知的財産権
原則として委託元である道に帰属する。
- (3) 関係書類の整備
委託事業に係る次の関係帳簿類等を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。
ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類
ウ 本業務への従事の内容が分かる書類（業務日報等）
- (4) 守秘義務
受託者及びその職員は、本業務で知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

13 その他

本事業は道の監査対象事業であるとともに、国の交付金を財源として実施される事業であり、会計検査院による会計実地検査の対象となっていることから、本事業の進捗状況等によっては報告を求める場合があるので、留意すること。

連絡先：〒 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 経営支援係 担当：山下

電話：011-204-5331 ファクシミリ：011-232-8127